

令和 5 年 1 1 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 7 0 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 6 号）		
議案第 7 1 号	令和 5 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 7 2 号	令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 7 3 号	令和 5 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 7 4 号	令和 5 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 7 5 号	令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）		
議案第 7 6 号	令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 3 号）		
議案第 7 7 号	議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	-----	1
議案第 7 8 号	市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正す る条例について	-----	3
議案第 7 9 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ いて	-----	4
議案第 8 0 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 7 号）		
議案第 8 1 号	令和 5 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 8 2 号	令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）		
議案第 8 3 号	令和 5 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		

議案第 8 4 号	令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 4 号）		
議案第 8 5 号	令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 4 号）		
議案第 8 6 号	令和 5 年奥能登地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の 免除及び特例に関する条例について	-----	1 8
議案第 8 7 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例について	-----	2 0
議案第 8 8 号	珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	-----	2 1
議案第 8 9 号	珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正 する条例について	-----	2 4
議案第 9 0 号	珠洲市営住宅条例の一部を改正する条例について	-----	2 5
議案第 9 1 号	珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について	-----	2 6
議案第 9 2 号	珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について	-----	3 0
議案第 9 3 号	珠洲市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条 例について	-----	3 8
議案第 9 4 号	珠洲市監査委員の選任につき同意を求めることについて	-----	3 9

議案第 77 号

議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年珠
洲市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分
の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、
「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日
から施行する。

（給与の内払）

2 第 1 条の規定による改正後の議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関
する条例（以下「改正後条例」という。）の規定を適用する場合には、第 1 条の規
定による改正前の議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規
定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみ
なす。

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、議会議員の
期末手当の支給月数を引き上げるもの。

議案第 78 号

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（昭和 31 年珠洲市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

2 第 1 条の規定による改正後の市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるもの。

議案第 79 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年珠洲市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		

	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

区分		1 級	2 級	3 級
----	--	-----	-----	-----

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900
	16	313,600	388,800	441,000
	17	317,200	391,800	443,000
	18	320,700	394,400	445,200
	19	324,200	396,800	447,400
	20	327,700	399,300	449,500
	21	331,300	401,900	450,900
	22	335,000	403,900	453,300
	23	338,400	405,500	455,600
	24	341,700	407,100	457,800
	25	345,000	408,800	459,800
	26	347,500	411,000	462,100
	27	350,000	413,100	464,300
	28	352,300	415,100	466,600
	29	354,400	417,200	468,700
	30	356,100	419,300	470,900
	31	357,800	420,900	473,200
	32	359,600	422,600	475,300
	33	361,500	424,500	477,100
	34	363,700	426,000	479,200
	35	365,800	427,800	481,300
	36	367,800	429,600	483,300
	37	369,700	431,500	485,400
	38	371,900	433,500	487,100
	39	374,000	435,300	488,900
	40	376,000	437,200	490,700
	41	378,000	439,000	492,300
	42	378,700	440,700	494,100
	43	379,300	442,400	495,900
	44	380,000	444,200	497,500
	45	380,900	446,000	498,900
	46	382,200	447,800	500,600
47	383,500	449,500	502,400	

48	384,800	451,200	504,100
49	385,600	452,800	505,600
50	386,400	454,500	506,900
51	387,200	456,200	508,200
52	387,700	457,900	509,500
53	388,500	459,800	510,500
54	389,300	461,000	511,800
55	390,000	462,200	513,100
56	390,700	463,400	514,400
57	391,400	464,400	515,400
58	392,300	465,400	516,200
59	393,000	466,300	517,000
60	393,600	467,100	517,800
61	394,100	467,900	518,700
62	394,600	468,600	519,500
63	395,000	469,300	520,400
64	395,400	469,900	521,200
65	395,700	470,600	522,100
66		471,300	523,000
67		471,900	523,700
68		472,500	524,600
69		472,800	525,500
70		473,400	526,300
71		474,100	527,200
72		474,800	528,100
73		475,200	528,900
74		475,800	529,800
75		476,500	530,700
76		477,200	531,400
77		477,600	532,200
78		478,200	533,100
79		478,800	534,000
80		479,300	534,900
81		479,900	535,700
82		480,400	536,600
83		480,900	537,500
84		481,400	538,400
85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900
89		483,800	542,700
90		484,400	
91		485,000	
92		485,400	
93		485,900	
94		486,500	

	95		487,100	
	96		487,600	
	97		488,100	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300

イ 医療職給料表(2)

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		円	円	円	円	円	円
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200

35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	

	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
	86		290,700	326,500	347,300		
	87		290,900	326,700	347,600		
	88		291,100	327,000	347,900		
	89		291,500	327,400	348,300		
	90		291,700	327,800	348,600		
	91		291,900	328,200	349,000		
	92		292,100	328,600	349,300		
	93		292,500	328,900	349,700		
	94		292,700	329,100	350,000		
	95		292,900	329,500	350,300		
	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900

ウ 医療職給料表(3)

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800

職務 員以 外の 職員	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000

53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		

100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		
112	294,500	325,200	357,700	376,400		
113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				

	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じて、所要となる規定を改正するもの。

議案第 86 号

令和 5 年奥能登地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例について

令和 5 年奥能登地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

令和 5 年奥能登地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例

(目的)

第 1 条 令和 5 年奥能登地震による被災家屋等について、固定資産税の納税義務のある者に対する令和 6 年度以降に課する当該年度分の固定資産税につき免除及び特例について定めることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公費解体申請」とは、令和 5 年地震に係る全壊家屋等の解体及び撤去に関する要綱（令和 5 年珠洲市告示第 89－2 号）第 5 条、令和 5 年地震に係る全壊家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱（令和 5 年珠洲市告示第 89－3 号）第 7 条、令和 5 年地震に係る半壊家屋等の解体及び撤去に関する要綱（令和 5 年珠洲市告示第 111 号）第 5 条又は令和 5 年地震に係る半壊家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱（令和 5 年珠洲市告示第 112 号）第 7 条に基づき受け付けた被災家屋の解体申請をいう。

(固定資産税の免除)

第 3 条 市長は、公費解体申請がなされた被災家屋で、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日に珠洲市税条例（昭和 58 年珠洲市条例第 3 号）第 61 条第 2 項により登記又は登録がされた家屋については、当該年度分の固定資産税について職権により免除する。この場合において、公費解体申請を令和 5 年 12 月 28 日までに受け付けたときは令和 6 年度以降に課する固定資産税について、令和 6 年 1 月 4 日から令

和 6 年 1 月 3 1 日までに受け付けたときは令和 7 年度以降に課する固定資産税について適用する。

（被災住宅用地の申告の特例）

第 4 条 市長は、珠洲市税条例第 8 2 条の 2 第 1 項に規定する申告書について、公費解体申請又は被災家屋に関する市所有の客観的資料により申告があったものとみなし、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 3 に規定する被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例を適用することができる。

（免除及び特例の取消し）

第 5 条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により前 2 条の免除及び特例を受けたことを知ったとき、又は公費解体の申請の取り下げがあったときは、直ちにその者に係る免除及び特例を取り消すものとする。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの条例に基づきなされた固定資産税の免除及び第 5 条の規定は、条例の失効後もなおその効力を有する。

提案理由 公費解体予定家屋に係る固定資産税の免除及び被災住宅用地の申告を不要とすることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援するため、所要となる規定を整備するもの。

議案第 87 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年珠洲市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項、学校医（耳鼻科）の項及び学校歯科医の項中「年額」を「1 学校につき年額」に、「乗じた額の合計額」を「乗じて得た額を加算した額」に改め、同表学校薬剤師の項報酬の額の欄を次のように改める。

1 学校につき年額	35,000 円（給食調理実施校の場合は 5,000 円を加算）
-----------	----------------------------------

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく学校環境衛生検査 1 学校につき年額	25,000 円
--	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 学校医等の報酬の額を明確にするため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 88 号

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

珠洲市国民健康保険税条例（昭和 29 年珠洲市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の

額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することが

できる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の珠洲市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、産前産後の被保険者に係る国民健康保険税の減額措置を実施するため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 89 号

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成 14 年珠洲市条例第 38 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 7 号中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日の日から施行する。

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を
改正する法律の公布に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 90 号

珠洲市営住宅条例の一部を改正する条例について

珠洲市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市営住宅条例の一部を改正する条例

珠洲市営住宅条例（平成 9 年珠洲市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 4 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 9 1 号

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年珠洲市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）
第 6 章 雑則（第 4 9 条）」
に改める。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。」の次に「以下同じ。」を、「認定こども保育園をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 1 6 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第 6 条第 1 項第 2 号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条に次の 4 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの

役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「各号に掲げる」を「各号の」に改め、同項に次の2号を加える

- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事

業等を行う場合に限る。)

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第18条及び第22条中「次の各号」を「次」に改める。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第28条第7号イの表中「4階」を「4階以上の階」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域において行う保育

第40条中「以下」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第43条第8号イの表中「4階」を「4階以上の階」に改める。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

- 第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ

れている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 9 2 号

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（令和元年珠洲市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を削る。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条―第 3 4 条）

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 3 5 条・第 3 6 条）

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 7 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 3 8 条―第 5 0 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）

第 4 章 雑則（第 5 3 条）

附則

「第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を「第 1 章 総則」に改める。

「第1節 総則」を削る。

第2条中「定義」を「意義」に改め、同条第4号中「保育園」を「保育所」に改め、同条第14号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「満4歳」を「満3歳」に改め、同条中第27号を第29号とし、第22号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「含む。）又は」を「含む。）又は」に、「第30条第4項」を「法第30条第4項」に改め、「市町村」の次に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

第2条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

第3条第3項中「地域子ども・子育て支援事業」の次に「（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）」を加える。

「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を削る。

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

「第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準」を削る。

「第1款 利用定員に関する基準」を削る。

第4条に見出しとして「（利用定員）」を付し、同条第1項中「保育園」を「保育所」に改め、「この節」を削り、同条第2項第3号中「保育園」を「保育所」に改める。

第4条の次に次の節名を付する。

第2節 運営に関する基準

「第2款 運営に関する基準」を削る。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に改め、同条第3項中「保育園」を「保育所」に、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「前2項の」を「前2項に規定する場合においては、」に、「選考方法」を「これらの項に規定する選考の方法」に、「選考を」を「当該選考を」に改める。

第7条第2項中「保育園」を「保育所」に改め、「附則」を削り、「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「及び保育必要量」を「、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改め、同条第2項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号イ中「以下」の次に「この」を加え、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「及び第4項の」の次に「規定による」を加え、「、第4項」を「、同項」に改める。

第15条第1項第1号中「平成18年法律第77号。以下」の次に「この号及び次号において」を加え、同項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「保育園」を「保育所」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第19条の見出し中「市」を「市町村」に改め、同条中「市」を「当該施設型給付費の支給に係る市町村」に改める。

第20条第4号中「、提供」を「並びに特定教育・保育の提供」に改め、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第30条第3項及び第4項中「市」を「市町村」に改め、同条第5項中「市からの」を「市町村からの」に、「市に」を「当該市町村に」に改める。

第32条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第34条第2項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第34条の次に次の節名を付する。

第3節 特例施設型給付費に関する基準

「第3款 特例施設型給付費に関する基準」を削る。

第35条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改める。

第36条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に改める。

第36条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

「第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を削る。

「第 1 款 利用定員に関する基準」を削る。

第 37 条に見出しとして「（利用定員）」を付し、同条第 1 項中「この節」を「この章」に、「第 28 条」を「第 27 条」に、「同省令第 31 条」を「同令第 27 条」に、「第 42 条第 3 項第 1 号」を「同号」に、「同省令第 33 条」を「同条」に、「附則第 4 条」を「附則第 3 条」に改める。

第 37 条の次に次の節名を付する。

第 2 節 運営に関する基準

「第 2 款 運営に関する基準」を削る。

第 38 条第 1 項中「運営規程」を「事業の運営についての重要事項に関する規程」に、「第 42 条」を「第 42 条第 1 項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 39 条第 2 項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「この節」を「この章」に改め、同条第 3 項中「前項の特定地域型保育事業者」を「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者」に、「前項の選考方法」を「同項に規定する選考の方法」に、「選考を」を「当該選考を」に改め、同条第 4 項中「連携施設」を「第 42 条第 1 項に規定する連携施設」に改める。

第 40 条第 2 項中「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第 42 条第 1 項中「保育園」を「保育所」に改め、「、離島その他の地域であって」を削り、「市町村が認めるもの」を「市が認める地域」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 2 項中「市長村長」を「市長」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「前項第 2 号に掲げる事項に係る」を「次項に規定する」に改め、同条第 3 項第 2 号中「市町村」を「市」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加え、「市長村長」を「市長」に、「行う者」を「行う施設」に改め、同条第 6 項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「珠州市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例（平成２６年珠洲市条例第４０号）に改め、「第１項本文の規定にかかわらず」を削り、「市町村の」を「市の」に改め、「離島その他の地域であって」を削り、「市町村が認めるもの」を「市が認める地域」に改め、同条第７項中「第１項第１号」を「同項第１号」に改め、同条第８項中「ものであって、市長村長」を「者であって、市長」に改め、同条第９項中「実施する」を「行う」に改める。

第４３条第４項第１号中「物品」の次に「の購入に要する費用」を加え、同条第５項中「前４項」を「前各項」に改め、同条第６項中「及び第４項の」の次に「規定による」を加え、「第４項」を「同項」に改める。

第４４条中「保育園」を「保育所」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第４６条中「次の各号」を「次」に改め、「（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）」を削り、同条第４号中「提供」を「並びに特定地域型保育の提供」に改め、同条第７号中「終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の」に、「選考方法」を「選考の方法」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「の定員」を削る。

第４９条第２項第４号及び第５号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第５０条中「この款」を「この節」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に、「第１９条において」を「第５０条において準用する第１９条において」に、「読み替える」を「第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える」に改める。

第５０条の次に次の節名を付する。

第３節 特例地域型保育給付費に関する基準

「第３款 特例地域型保育給付費に関する基準」を削る。

第５１条第３項中「この章」を「前節」に、「同条第３号」を「同条第３号」に、「勘案し、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し」を「勘案し」に「前４項」を「前各項」に改める。

第５２条第３項中「第１３条第４項第３号イ又はロ」を「第１３条第４項第３号ア又はイ」に改める。

第５２条の次に次の章名を付する。

第４章 雑則

第５３条を次のように改める。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その

用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第54条から第61条までを削る。

附則第2条の見出し中「特定保育園」を「特定保育所」に改め、同条第1項中「特定保育園」を「特定保育所」に、「以下同じ」を「次項において同じ」に、「とき」とし」を「とき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし」に改め、同条第2項中「特定保育園」を「特定保育所」に改める。

附則第3条の見出し中「利用定員」を「小規模保育事業C型の利用定員」に改め、同条中「この条例の施行の日」を「平成27年4月1日」に改める。

附則第4条中「市町村」を「市」に、「この条例の施行の日」を「平成27年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 93 号

珠洲市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市空家等の適切な管理に関する条例（令和 2 年珠洲市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 9 4 号

珠洲市監査委員の選任につき同意を求めることについて

珠洲市監査委員 田畠邦章は、令和 5 年 1 2 月 9 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

選任すべき委員

珠洲市若山町上黒丸 4 の部 2 2 番地 1

田 畠 邦 章

昭和 2 7 年 5 月 1 9 日生

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕